

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄						
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	駐車禁止除外指定車の拡大事業	3221	現在、緊急時の往診については駐車禁止除外指定車とされており、訪問看護・訪問介護事業者は具体的に訪問する訪問先住所、訪問日時を登録することによって駐車許可を得る仕組みとなっている。今後、在宅での24時間体制での随時頻回訪問を推進していく中で、訪問看護・訪問介護事業者の短時間の駐車を可能とすることが必要であり、訪問看護・訪問介護事業者の車両について包括的に駐車禁止除外指定車とする必要がある。そのため、訪問看護・訪問介護事業者の車両について包括的に駐車禁止除外指定車とし、24時間体制での随時頻回訪問を推進していく。	<地域包括ケアの未成熟> 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人になる。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実には多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。	道路交通法第4条第2項 駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて(平成19年2月6日付け警察庁丙規第5号、丙交指発第5号) 駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について(平成19年2月6日付け警察庁規発第19号、丁交指発第11号)	1回目	警察庁	交通局交通規制課	C	-	-	緊急自動車等、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に駐車する必要がある車両等について、駐車禁止規制から除外するもの	御提案については、実務者レベルの打合せにおいて御説明させていただいたとおりですが、駐車禁止規制からの除外措置については、日時や場所・交通状況問わず駐車を可能にするものであることから、緊急自動車などあらかじめ用務場所を特定することが困難な車両に限定して運用を行っており、その拡大についての対応は困難と考えています。他方、御提案の内容については、あらかじめ訪問場所が特定されていることなどから、駐車許可手続を活用することにより対応が可能であると考えられるところ、地元警察との協議を行っていただきたいと考えております。
						2回目							
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	医療法人による配食サービスの実施事業	3222	現行医療法においては通常の医療法人は附帯業務の制限があり、配食サービスを行うことができない。医療法人が入院患者の退院後、所有している給食施設を在宅支援に活用できない。医療法人が有する医療機関の給食施設を活用した配食サービスの実施を可能とする。	<地域包括ケアの未成熟> 岡山市の介護保険適用のベッド数は政令市の中で最も多いが、特別養護老人ホームの待機者数は平成23年時点で3,281人になる。これは、市内において特別養護老人ホームをはじめとする介護保険適用のベッド数が足りないということではなく、医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアが構築できていないことによるものである。高齢者が必要な医療・介護サービスだけでなく、配食等の生活支援サービス、外出支援、家族介護者へのサポート等が受けられるようになって初めて施設ニーズから在宅ニーズへと転換することが可能となる。現実には多くの高齢者が在宅を希望している中で、質の高い在宅サービスを実現していくことが喫緊の課題である。	医療法第42条第6号 「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付医政発第0330053号)	1回目	厚生労働省	医政局指導課	F	未定	H25年11月から検討会を立ち上げ、検討を行う。	医療法人は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、附帯業務として保健衛生等に関する業務を行うことができる。	指定自治体には、配食サービスを行いたいと考えている医療法人の実例をより詳しくお示しいただきたい。その上で今後の対応について検討を行う。
						2回目							

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	駐車禁止除外指定車の拡大事業	3221	b	今後は、貴省のお示しのとおり岡山県警と協議を行うが、法令の解釈で疑義が生じた場合や駐車許可手続で対応ができない場合には再度協議をお願いしたい。	岡山市は岡山県警と協議を行うため、一旦協議は終了するが、取組が実現できないなど必要が生じた場合は改めて警察庁と協議を行うこと。	iv
岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区	医療法人による配食サービスの実施事業	3222	a	配食サービスを行いたいと考えている医療法人の実例をお示しするので、検討会においては医療法人の配食サービスが可能となるよう前向きに議論していただきたい。	厚生労働省は検討会を立ち上げ、岡山市は検討会において実例を示したところである。厚生労働省は、検討状況と実施時期について、具体的に示すこと。	
			a	(コメントなし)	(コメントなし)	i